

多重債務無料相談会

愛媛県では、多重債務問題の解決を支援するため、借金問題でお悩みの方を対象に、愛媛弁護士会及び愛媛県司法書士会と共催で無料相談会を開催します。この機会にぜひご相談ください。 要予約

と き 令和7年12月15日(月)午後1時半~4時半

ところ 愛媛県消費生活センター(松山市山越町 450 番地) ※愛媛県男女共同参画センター1 階

相談時間 1回あたり30分程度

相 談 員 弁護士又は司法書士と補助職員(県・市町職員)

~相談例~

- 口数社の消費者金融から借り入れがあり、返済に困っている
- 口急な収入減で、予定どおりの返済ができない
- ロリボ払いの返済が滞ってしまった

予約先 愛媛県消費生活センター(電話: 089-926-2603)

予約受付期間 11月4日(火)~12月12日(金)まで

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日:午前9時~午後5時 水曜日:午前9時~午後7時(いずれも祝日を除きます)

主催:愛媛県・愛媛弁護士会・愛媛県司法書士会



多重債務問題の解決に向けて

ひとりで悩まず、まず相談!

イメージアップキャラクター

みきゃん

銀行カードローンや消費者金融などで複数の借り入れをして返済が困難になった場合でも、借金を法的に整理するなど「債務整理」を行うことで、多重債務問題は必ず解決できます。

債務整理をすると・・・

- ⇒ 弁護士や司法書士に委任したり、裁判所に申し立てを行うことにより、債権者からの督促をストップしたりすることができます。
- ◇ これまでの取引を利息制限法に基づいて再計算することにより、 債務額を減らしたり、取引期間が長い場合は払いすぎた利息の返 還を求めたりすることができる場合があります。

【任意整理】

裁判所を通さずに、弁護士や司法 書士などの専門家が債権者と借金 の減額や返済方法などを話し合 い、和解交渉する制度

【個人版民事再生】

裁判所に申し立てを行い、債務を 大幅に減額した上で、再生計画に 基づき返済する制度

【特定調停】

簡易裁判所が指定する調停委員が 仲介して債権者との返済協議を進 める制度

【自己破産】

自己の資産だけでは返済できなく なった場合に残りの債務を免除す る制度